

社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職である。この資格は、公務員試験に合格し、社会福祉主事に任用されて初めて名乗ることができる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

本学には、以下のとおり厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目が開設されており、3科目以上を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。（卒業後に科目等履修で単位修得しても要件を満たさないので注意すること。）

社会福祉主事 指定科目名	本学科目名	開設学科
栄養学	基礎栄養学Ⅰ	栄養学科
公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ	
社会福祉概論	社会福祉概論	